

# 青森県報

第四千三百八十九号

平成二十九年  
十二月十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

- 結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域民局) ……三
- 選挙管理委員会……………(事務局) ……三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……三
- 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………(同) ……四

## 告 示

### 青森県告示第八百七十一号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百五十二号)第二条第一項の規定により平成二十九年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十二円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
二 四百七十五円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
三 五百三円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百四十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

### 青森県告示第八百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一

項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 分	氏 名	名 称	所 在 地	診 療 科 名	年 指 月 日 定
医 難 病 指 定	工 藤 直 美	青 森 県 立 中 央 病 院	青 森 市 東 道 道 二 丁 目 一 の 一	耳 鼻 咽 喉 科 ・ 頭 頸 部 外 科	平 成 二 九 ・ 一 二 ・ 一
医 難 病 指 定	福 島 龍 之	医 療 法 人 福 島 耳 鼻 咽 喉 科	弘 前 市 大 字 百 石 町 四 一	耳 鼻 咽 喉 科 、 ア レル ギ ー 科	二 九 ・ 一 二 ・ 三
医 難 病 指 定	鈴 木 雄 造	八 戸 赤 十 字 病 院	八 戸 市 大 字 田 面 木 字 中 明 戸 二	血 液 内 科	〃
医 難 病 指 定	土 井 静 樹	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 八 戸 病 院	八 戸 市 吹 上 三 丁 目 一 三 の 一	神 経 内 科	二 九 ・ 一 二 ・ 三
医 難 病 指 定	黒 田 英 克	黒 田 内 科 胃 腸 科 医 院	八 戸 市 柏 崎 三 丁 目 七 の 一 八	消 化 器 内 科 、 肝 臓 内 科	二 九 ・ 一 二 ・ 四

青森県告示第八百七十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登 録 番 号	〇二五〇〇三五	登 録 年 月 日	平 成 二 九 ・ 一 二 ・ 八	氏 名 又 は 称	社 会 福 祉 法 人 三 恵 会	住 所	大 赤 市 大 町 二 九 之 四	事 業 名 称	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 延 寿 園	所 在 地	大 赤 市 大 町 二 九 之 四	業 務 開 始 年 月 日	平 成 二 九 ・ 一 二 ・ 三	備 考	介 護 老 人 福 祉 施 設
------------------	---------	-----------------------	---	-----------------------	---	--------	---	------------------	--	-------------	---	---------------------------------	---	--------	--------------------------------------

青森県告示第八百七十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西津軽郡深浦町大字岩崎字房崎六六の一、六六の三、字赤坂五二の一、五二の七から五二の一二まで
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百七十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎一〇、八六の一、八六の四、八七の三、八七の六、八七の九、八八の一、八八の二、八八の一、八八の二〇、九〇の一、一〇四の一、一〇四の一、一八三の一、一八三の二、一八六、一八七、一九〇の一、一九七の二、二〇二の一、二〇二の二、二〇四、二二〇の二、二二〇の四、二二〇の六、二二〇の二七、二二〇の二八、二二〇の三五、二二〇の五七、二二〇の六三、二二〇の六七、二二〇の九七、二二〇の一〇二、二二〇の一〇三、二二〇の一四五、二二〇の一四八、二二〇の一六五から二二〇の一六七まで、二二〇の一七二から二二〇の一七四まで、二二〇の一七九

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ゼネラルホームサービス株式会社

二 代表者の氏名 福田文敏

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡字田浦四六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一七七）第一二五二七号

五 取消年月日 平成二十九年十一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

平成二十九年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条

第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、五三三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四〇、七〇二人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 六、九六六 人
  - 西津軽郡選挙区 五、六六六 人
  - 南津軽郡選挙区 六、六三一 人
  - 北津軽郡選挙区 七、八八八 人
  - 上北郡選挙区 二八、一六九 人
  - 三戸郡選挙区 二〇、一四五 人
  - 青森市選挙区 八二、一二三 人
  - 弘前市選挙区 五〇、三四二 人
  - 八戸市選挙区 六五、七四五 人
  - 黒石市選挙区 九、八一四 人
  - 五所川原市選挙区 一九、五八五 人
  - 十和田市選挙区 一七、七二八 人
  - 三沢市選挙区 一一、〇五九 人
  - むつ市選挙区 二一、五七八 人
  - つがる市選挙区 九、六八九 人
  - 平川市選挙区 一一、〇八二 人

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

平成二十九年十二月五日現在における海区漁業調整委員会の選挙権を有する者

の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七四二人
- 二 西部海区漁業調整委員会の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、二〇五人

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭